

2023年度点検・評価シート

- ・評価の視点【基礎要件●】は法令要件、その他基礎的要件の充足状況を判断する指針
【評価要件○】は基礎要件以外で、大学基準協会が大学基準に照らし定めた指針
- ・評価の視点に「※」が付されている場合は、大学基礎データ、基礎要件確認シート及び別途収集する根拠資料により、点検・評価し、適切性を判断してください。
- ・★のある欄は、必須記述欄です。ただし、該当なしと判断した場合は「なし」と記入してください。
- ・◆のある欄は、各点検・評価項目の内容について、問題点を記入してください。（ない場合は「なし」と記入）

I【現状】原則2023年5月1日現在の状況で回答してください。

対象部局	38 法学専攻	責任者	藤井康博	
基準4	教育課程・学習成果	自己評価	B	
★基準4の自己評価の理由を簡潔に解説してください。				
<<回答>> 学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の公開がなされ、院生研究発表会の開催も複数回なされている。ただし、学習成果測定の可視化に課題が残る。				
点検・評価項目(1)	4-1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。			
★<学位授与方針> 【博士課程前期課程】 法学専攻博士課程前期課程は、建学の精神に基づく教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、専門分野に関する次のような高度な能力を身につけ、修士論文が審査のうえ合格と認められた学生に修士（法学）の学位を授与する。 1. 学部教育の基礎の上に、法学に関するより高度な専門知識を修得し、社会の諸問題を法的視点から解決するための知的能力を身につけている。 2. 広い視野に立った研究能力または業務の遂行上発生する法的問題を予防しあるいは解決することが可能な、専門的職業能力を身につけている。 3. 資料・情報を収集し、多文化の共生を意識しつつ分析したうえで、法学に関連した問題点を抽出し、かつ、まとめる能力を持っている。 【博士課程後期課程】 法学専攻博士課程後期課程は、建学の精神に基づく教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、専門分野に関する次のような高度な能力を身につけ、博士論文が審査のうえ合格と認められた学生に博士（法学）の学位を授与する。 1. (1) 前期課程における研究成果を基礎として、法学の分野における特定の専門領域について、高度な専門知識を修得し、かつ応用する能力を持っている。 (2) 法学の分野において高度な専門知識と問題解決能力を身につけた専門業務従事者として活躍することができる。 2. (1) 法学の分野において主体的に研究課題を定めて、独創的な視点で研究を計画的に進めることができる。 3. (1) 法学の分野において自立的な研究者として、多文化の共生に配慮して専門分野の研究活動を行うことができる。	変更	有() 無(○)		
評価の視点1【基礎要件●】	上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学修成果が明示され授与する学位にふさわしい内容となっている。			
評価の視点2※【基礎要件●】	上記の方針の公表は、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮している。 根拠資料→A1-6-1Web サイト（大東文化大学の基本方針）、基礎要件確認シート7			
点検・評価項目(2)	4-2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。			
◆学位授与方針の内容や、公表の仕方について問題点があれば記述してください。				
<<回答>> なし				
★<教育課程の編成・実施方針>（記入してください。） 【博士課程前期課程】 法学研究科法学専攻博士課程前期課程は、修了認定・学位授与方針に掲げる能力を修得させるために、以下のような内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。 1. 教育内容 (1) 各学生が自らの希望・選択する分野で専門的な研究を行い、学部において修得した法律知識をより確実なものとし、公務員試験など各種試験を目指すための高度な専門知識を修得できるように、憲法、民法、刑法、商法などの基本的ないわゆる六法科目をはじめ、各専門領域の科目について、演習科目と講義科目をバランスよく配置している。 (2) 各専門領域に関連する領域をカバーできるように、総合演習や関連講義科目を整備している。 2. 教育方法 (1) 少人数による講義科目と演習科目において、学生が主体的に学べることのできるような教育を実施する。 (2) 研究発表会において自分の研究内容やスタイルについて教員から適宜、アドバイスを受けることにより、より客観的な視点で研究することを可能にする。 3. 評価方法 (1) 学位授与方針に掲げられた能力の評価として、法学研究科法学専攻博士課程前期課程における単位取得状況、及び2年間の総合的な学修成果として複数教員により論文の評価を行う。 【博士課程後期課程】	変更	有() 無(○)		

<p>法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、修了認定・学位授与方針に掲げる能力を修得させるために、以下のよう内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。</p> <p>1. 教育内容</p> <p>(1) 前期課程において修得した法律知識をより確実なものとし、博士論文の執筆を前提として、専門とする分野に関して指導教授から個人的な指導を受けることで学生自身の力で独創的な研究を行い、専門業務従事者となるための高度な専門知識を修得できるようにする。そのために憲法、民法、刑法、商法などの基本的ないわゆる六法科目をはじめ、各専門領域の科目について、研究指導科目と講義科目をバランスよく配置する。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>(1) 博士論文の執筆を前提として、判例などの一次資料の収集とその分析、学説の整理・理論的分析などを徹底して行う。</p> <p>(2) 研究報告会において自分の研究内容やスタイルについて教員から適宜、アドバイスを受けることにより、より客観的な視点で研究することを可能にする。</p> <p>3. 評価方法</p> <p>(1) 学位授与方針に掲げられた能力の評価として、法学研究科における単位取得状況、及び3年間の総括的な学修成果として複数教員により論文の評価を行う。</p>	
評価の視点1 【基礎要件】	上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方を明示している。
評価の視点2 【基礎要件】	上記の方針は、学位授与方針に整合している。
評価の視点3※ 【基礎要件】	上記の方針を公表しており、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮している。 根拠資料→A1-6-1Web サイト（大東文化大学の基本方針）、基礎要件確認シート7
<p>★※DPとCPの連関について（DPとCPの各項目の番号を矢印で紐づけてください。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[法学研究科法律学専攻博士前期課程]</p> <p>DP1 → CP1(1) CP2(1)(2) DP2 → CP1(1)(2) CP2(1)(2) DP3 → CP1(1)(2) CP2(1)(2)</p> <p>[法学研究科法律学専攻博士後期課程]</p> <p>DP1(1) → CP1(1) CP2(1)(2) DP1(2) → CP1(1) DP2(1) → CP1(1) CP2(1)(2) DP3(1) → CP2(1)(2)</p> </div>	
<p>★項目(2) 4-2DP1 から DP3 について、それぞれの内容がどのように CP の内容に反映されているのか（あるいは教育課程のどこで具現化されるのか）、その連関について説明してください。</p> <p>以下の事例を参考に記述してください。※事例は過去のものです。なおここでは DP1 のみ抜粋ですが続きがあります。</p> <p>・DP「1. 知識・技能」（1）に明示した、「日本の文学と言語・文化に関する基本的な知識」「専門的な知見」と、DP「1. 知識・技能」（2）の「文献や資料を的確に読解する」については、CP「1. 教育内容」（1）で、『「日本文学史概説」「日本語学概説」などで体系的・通史的な知識や素養を身につけ』とされ、CP「1. 教育内容」（2）で『「日本文学講読」「日本語学講読」や各分野の「特殊講義」などで、特定の主題に関する専門的な知識を身につける。』と明示されている。</p>	
<p>＜回答＞</p> <p>【法学研究科法律学専攻博士前期課程】</p> <p>DP1「学部教育の基礎の上に、法律学における高度の専門知識を修得し、社会の諸問題を法的視点から解決するための知的能力を身につけている。」については、CP1(1)の「各学生が自らの希望・選択する分野で専門的な研究を行い、学部において修得した法律知識をより確実なものとし、公務員試験など各種試験を目指すための高度な専門知識を修得できるように、憲法、民法、刑法、商法などの基本的ないわゆる六法科目をはじめ、各専門領域の科目について、演習科目と講義科目をバランスよく配置している。」と、CP2(1)「少人数による講義科目と演習科目において、学生が主体的に学ぶことのできるような教育を実施する」及び CP2(2)「研究発表会において自分の研究内容やスタイルについて教員から適宜、アドバイスを受けることにより、より客観的な視点で研究することを可能にする。」と明示している。DP2「広い視野に立った研究能力または業務の遂行上発生する法的問題を予防しあるいは解決することが可能な、専門的職業能力を身につけている。」については、前記 CP1(1)及び CP1(2)の「各専門領域に関連する領域をカバーできるように、総合演習や関連講義科目を整備している。」、および前記 CP2(1)及び(2)に明示している。DP3「社会の諸問題を解決するための知的能力を身につけている。」については、前記 CP1(1)(2)及び CP2(1)(2)に明示している。</p> <p>【法学研究科法律学専攻博士後期課程】</p> <p>DP1(1)の「前期課程における研究成果を基礎として、法律学の分野における特定の専門領域について、高度な専門知識を修得し、かつ応用する能力を持っている。」については、CP1(1)「前期課程において修得した法律知識をより確実なものとし、博士論文の執筆を前提として、専門とする分野に関して指導教授から個人的な指導を受けることで学生自身の力で独創的な研究を行い、専門業務従事者となるための高度な専門知識を修得できるようにする。そのために憲法、民法、刑法、商法などの基本的ないわゆる六法科目をはじめ、各専門領域の科目について、研究指導科目と講義科目をバランスよく配置する。」と CP2(1)「博士論文の執筆を前提として、判例などの一次資料の収集とその分析、学説の整理・理論的分析などを徹底して行う。」と CP2(2)「研究報告会において自分の研究内容やスタイルについて教員から適宜、アドバイスを受けることにより、より客観的な視点で研究することを可能にする。」で明示している。DP1(2)の「法律学の分野において高度な専門知識と問題解決能力を身につけた専門業</p>	

<p>務従事者として活躍することができる。」については、前記 CP1(1)で明示している。DP2(1)で明示した「法学の分野において主体的に研究課題を定めて、独創的な視点で研究を計画的に進めることができる。」については、前記 CP1(1)及び CP2(1)(2)で明示している。DP3(1)で明示した「法学の分野において自立的な研究者として、多文化の共生に配慮して専門分野の研究活動を行うことができる。」については、前記 CP2(1)(2)で明示している。</p>	
<p>★教育課程の編成・実施方針の内容や、公表の仕方について問題点があれば記述してください。</p>	
<p>〈回答〉 なし</p>	
点検・評価項目(3)	4-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
評価の視点1※	教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を図っている。根拠資料→A1-2*大学院学則、A4-43Web サイトシラバス
評価の視点2※	学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当をしている。根拠資料→B4-68Web サイトカリキュラムツリー
評価の視点3※	専門分野の学問体系を考慮した教育課程を編成している。根拠資料→A4-12Web サイトカリキュラムマップ
評価の視点4※	学習成果を修得させるために適切な授業期間を設定している。 根拠資料→A1-2*大学院学則
評価の視点5※	単位制度の趣旨に沿った単位の設定をしている。根拠資料→A1-2*大学院学則、基礎要件確認シート9、10
評価の視点6※	教育課程を編成する措置として、個々の授業科目の内容及び方法は適切に設定されている。 根拠資料→A4-13Web サイト科目ナンバリング、A4-43Web サイトシラバス
評価の視点7※	編成方針に基づき、授業科目を必修、選択等位置づけており履修の手引きに掲載している。 根拠資料→B4-19 研究科 科目編成表 (全研究科専攻、コースワーク、リサーチワークの表示が必要)
評価の視点8※	コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を設置している。根拠資料→B4-19 研究科 科目編成表 (全研究科専攻、コースワーク、リサーチワークの表示が必要)
評価の視点9※	専攻の教育研究上の目的や課程修了時の学修成果と、各授業科目との関係を明確にしている。 根拠資料→A4-12Web サイトカリキュラムマップ
評価の視点10	学生の社会的、職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施している。
<p>★項目(3)4-3①社会的、職業的自立を図るために必要な能力の育成として実施しているキャリア教育について、根拠資料(該当するシラバス、教育プログラムの場合はその制度が分かる資料など)を用いて回答してください。</p>	
〈回答〉	<p>税法に関する科目(公法演習(税法)・公法研究指導(税法)・公法特殊講義 ABCD(税法)・公法特殊研究 ABC(税法))を設置し、大学院修了後に税理士試験の科目免除申請を可能とすることで、職業的自立を図るための支援を実施している。</p> <p>また、研究職に就く場合であっても、高度な研究を継続できる能力(研究会での研究報告をする能力など)を身に付けられるよう指導している。</p> <p>その際、大学院全体の取り組みとして、APRIN による WEB 履修型の教育倫理教育プログラムの受講を導入している。</p>
〈根拠資料〉	<p>38-C4-1: 2022 年度シラバス(公法演習 ABC(税法)・公法研究指導(税法)・公法特殊講義 ABCD(税法)・公法特殊研究 ABC(税法))、2022 年度第 4 回研究科委員会議事録(開催日: 2022 年 7 月 20 日)および会議資料</p>
<p>★項目(3)4-3②当該部局のカリキュラムの編成、授業科目の配置の特性について解説してください。</p>	
<p>〈回答〉 全ての専攻科目において、2つ以上の授業を配置し、学生の関心に応じた履修が可能になるよう、工夫している。</p>	
<p>◆授業科目の開設や、教育課程の体系的な編成について問題点があれば記述してください。</p>	
<p>〈回答〉 なし</p>	
点検・評価項目(4)	4-4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
評価の視点1※	シラバスの内容(到達目標・学修成果の指標・授業内容及び方法・授業計画・授業準備のための指示・成績評価方法及び基準等の明示)に基づいた授業を実施し、整合性が図れている。根拠資料→A4-43Web サイトシラバス
評価の視点2※	シラバスの記載内容の第三者チェックの実施結果を教授会で報告、検証している。 根拠資料→B4-40 シラバスチェック実施報告、B4-42 シラバスチェック体制
評価の視点3	学習の進捗と学生の理解度の確認
<p>★項目(4)4-4①授業を行ううえで、学習の進捗と受講する学生の理解度の確認をするために、当該部局としてどのような措置を講じているか、回答してください。</p>	
〈回答〉	<p>院生研究発表会を開催することで、学習(学修)の進捗と受講する学生の理解度の確認している。また、法律学専攻では少人数教育を実施しており、毎回の特殊講義や演習、研究指導において担当教員が受講生の学習の進捗状況と理解度を確認することが可能である。</p>
〈根拠資料〉	<p>38-C4-2: 2022 年度第 2 回・第 6 回研究科委員会議事録(開催日: 2022 年 5 月 18 日、11 月 16 日)、および会議資料</p>
評価の視点4※	履修登録に関するガイダンスやオリエンテーションなど適切な履修指導を実施している(オンラインも含む)。根拠資料→B4-69 履修登録に関するガイダンスやオリエンテーション実施要項、(オンラインの場合は Web サイトも可→別紙の備考に URL 記入)
評価の視点5※	授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 根拠資料→A4-43Web サイトシラバス

★項目(4) 4-4②オンライン教育も含めて、授業外学習に資するフィードバックの方法や、量的・質的に適当な学習課題を提示しているかを確認する方法などについて根拠資料を用いて回答してください。	
<回答> シラバス上に「授業外の学習」欄を設けており、予習・復習の内容や課題を提示している。より詳細な学習については、授業担当教員と受講生の指導教員とのコミュニケーションに委ねている。また、シラバスの第三者チェックにおいてすべての授業のフィードバックの方法や学習課題について確認し、必要があれば修正を依頼している。	<根拠資料> 38-C4-3：一例としてシラバス（公法特殊講義 ABCD（憲法））、2022年度第8回・第10回研究科委員会議事録（開催日：2023年1月18日、3月1日）
評価の視点6※	研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュールなど）をあらかじめ学生に明示し、それに基づく研究指導を実施している。根拠資料→B4-73 研究科研究指導計画、基礎要件確認シート13
◆学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置について問題点があれば記述してください。	
<回答> なし	
点検・評価項目(5)	4-5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
評価の視点1※ 【基礎要件○】	成績評価及び単位認定を適切に行うための措置として以下を行っている。 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位認定等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的ルールの設定その他全学内部質保証推進組織の関わり 根拠資料→A1-2*大学院学則、基礎要件確認シート10,12,13、B4-74 オンライン教育に鑑み成績評価の公正性、公平性を担保するための措置を示す資料
評価の視点2※ 【基礎要件○】	学位授与を適切に行うための措置として以下を行っている。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表【修士・博士】 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり 根拠資料→A1-2*大学院学則、A4-36*学位規則、基礎要件確認シート10,12,13
◆成績評価、単位認定及び学位授与について問題点があれば記述してください。	
<回答> なし	
点検・評価項目(6)	4-6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
評価の視点1 【評価要件○】	学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）を設定している。 ※成果指標は定量的指標、定性的指標を複数組み合わせ設定することが望ましい。 根拠資料→B4-70 学習成果の測定指標と測定方法及び測定結果
評価の視点2 【評価要件○】	学生の学修成果の測定方法を開発している。 <学修成果の測定方法例> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学修成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 根拠資料→B4-70 学習成果の測定指標と測定方法及び測定結果
★項目(6) 4-6①全学部・学科、研究科・専攻で共通設定している「DPに示す学習成果（能力や資質）」「学生アンケートや調査」以外で、部局独自として設定している学習成果の測定をするための指標と、その測定方法をすべて記述してください。	
<回答> 学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標として「修士・博士論文やそれにあたるものの成績」、「GPA評価」を設定している。 【測定方法（到達目標）】 ・修士・博士論文やそれにあたるものの成績：提出された修士・博士論文を学位論文審査基準によって審査し、その5割以上がA評価を目標とする。 ・GPA評価：博士課程前期・後期の履修科目で平均2.5以上を目標とする。	<根拠資料> 38-C4-4：「法律学専攻評価指標（2022-2025）」
★項目(6) 4-6②学習成果を測定した結果（共通設定と、独自設定含む）について代表的事例を回答してください。また、全ての測定結果を根拠資料として提出してください。	
<回答> 2022年度は前期課程において2名の論文提出があり、いずれの提出者もB評価であったため、到達目標には達しなかった。	<根拠資料> 38-C4-5：2022年度第10回研究科委員会議事録（開催日：3月1日）および会議資料
★学習成果の指標と測定方法に関する課題や長所などを記述してください。	
<回答>	
★学習成果の測定結果の分析方法に関して課題や長所などを記述してください。	
<回答>	

現在設定している評価指標に関する測定結果の分析方法に関しては、在学する学生数が少なくサンプリングとして不十分であるため、現在検討中である。	
点検・評価項目(7)	4-7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。
評価の視点1※ 【評価要件○】	適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価を実施している。 ・学習成果の測定結果の適切な活用 根拠資料→B4-70 学習成果の測定指標と測定方法及び測定結果、B2-51 2023年度点検・評価シート、B2-52 会議録(または準ずるメール記録)：(開催日)2023年度自己点検・評価について
評価の視点2 【評価要件○】	点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組を行っている。
★項目(7)4-7① 学習成果測定の実績と、実際の測定結果にもとづいた教育改善の取り組み状況を、具体的に回答してください。 他大学事例： ・論文やプレゼンテーションなど成果報告の機会が広がり、その開催方法も交流や競争性を取り入れた場へと展開している。 ・「学生の授業に関する調査」結果に対して、授業担当者はコメントや具体的な改善策を公表している。 ・英語に関する学習成果把握の取り組みとして、全学年対象の英語アチーブメントテストの結果を英語スコア管理システムにより一元的に管理しFD部会でデータの検証を行い英語教育の改善に取り組んでいる。 ・論文中間発表や論文審査基準の結果をもとに、カリキュラムとその内容、授業方法を自己点検し、特に博士論文は、助成制度を設けているため学術的水準の維持、向上に繋げている。	
＜回答＞ 該当なし	＜根拠資料＞ 38-C4-6：
項目(7)4-7② 改善・向上に向けてこれまでに取り組んだこと、現在取り組んでいることがあれば、具体的に回答してください。2019年度以降の取り組みも含めて記述してください。	
＜回答＞ 2022年度に学修成果を測定する指標の選択と開発のためのアクションプランを策定した。そのプランに従い、大学院における学修成果の可視化と評価指標のありかたなどについて調査している。	＜根拠資料＞ 38-C4-7：2023年度部局別事業計画／事業報告進捗状況確認表

II 現状を踏まえ、長所・特色として特記する事項(工夫していること)を、意図した成果(目標)を明確にして記述してください。

※注：前年度の取り組みに限らず、過去から継続している事項も含める

長所・特色

III 今回の点検・評価の結果、明らかになった新たな問題点や課題について、今後の方針や計画を含めて記述してください。

※注：複数記述可、ただし2023年度事業計画としてアクションプランを策定しているものは除く

問題点・課題

IV【改善計画(事業計画)】

カテゴリ	計画番号	B票 Naor 開始年度	改善計画 (アクション プラン)	内容(改善を要すると判断した 根拠)	目標の評価指標	目標値	年度計画
②	2	2022- 4III- 1(4-7)	学修成果を測定する指標の選択と開発	定量調査にそぐわないうえで特定の教員に負担が偏りがちである少人数教育という大学院教育の特徴を踏まえた学修成果を測定する指標の選択や開発を行った結果、学修成果が専攻全体として把握できるようになる。	学修成果の可視化に関する調査による現状把握とそれを踏まえた学修成果の可視化の指標の選択や開発、それらを用いた学修成果の把握	A(100%)：大学院の実情にあった評価指標による学修成果の把握 B(80%)：大学院の実情にあった学修成果の評価指標の決定 C(50%)：大学院の実情にあった学修成果の評価指標の検討 D(20%)：大学院における学修成果の可視化と評価指標のありかた、本学における現状についての調査	2022 末結 果：D 2023：D 2024：C 2025：C 2026：B 2027：A

V【内部質保証委員会による点検・評価】

<p>2022年度<所見></p> <p>前期博士課程、後期博士課程それぞれに専攻のDPが設定されており、CPが結び付けられており、教育課程は適切に編成されている。院生研究発表会を開催することで、学習の進捗と受講する学生の理解度の確認していることは、評価できる。キャリア支援については、博士論文の研究指導などを行われているが、研究者以外の進路に進む大学院生も念頭に社会的、職業的自立を図るために必要な能力の育成について検討されることが望まれる。</p> <p>また、2021年度に学習成果の評価指標を定めており、評価の指標は、学位授与方針(DP)に示した学習成果の積み上げ(能力の積算)、学習成果の測定を目標とした学修行動調査等、修士・博士論文の成績、GPA評価としている。2022年度の測定結果は、活用としては、カリキュラムの検証、DPに示した学習成果との検証、学修支援内容の検討、研究指導の検証としている。これらの測定結果は今後、基準4の点検・評価の際の根拠資料として提出することになる。今後、測定結果を活用した改善・向上への取り組みが望まれる。</p>
<p>2023年度<所見></p> <p>大学全体の学位授与方針を踏まえて専攻の学位授与方針が設定され、公表された上でCPが結び付けられている。定期的に院生研究発表会を開催することで、学習の進捗と受講する学生の理解度を評価していることは評価できる。</p> <p>2021年度に学習成果の測定方法は、修士・博士論文の成績、GPA評価として、評価指標を設定しており、2022年度、論文の成績について測定結果を明記されているが、GPAの測定結果については明記されておらず、根拠資料の議事録にも記されていないため不明である。次年度からは測定結果を明記し根拠資料の提出もお願いしたい。一方、2022年度からの事業計画に学習成果の測定方</p>

法、指標の策定についてアクションプランが設定されている。この計画によると2025年度まで評価指標の検討を行うこととされ、2026年度に決定するとなっているが、現在設定されている評価方法（論文成績、GPA）に加えて新たな指標を設定されるということであろうか。そうであれば、次年度以降のシート項目(7)4-7②の回答に、評価指標の検討について明記していただくと、取り組みの進捗状況などが分かるのでお願いしたい。今後も貴専攻の計画が進捗することを期待したい。

◆評価の基準について

※学部、研究科等評価基準

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的（教育研究上の目的）を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的（教育研究上の目的）を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的（教育研究上の目的）の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度な問題があり、理念・目的（教育研究上の目的）の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

<注> 「大学基準」は大学基準協会「大学評価ハンドブック」を参照のこと。

解説にある「大学は云々・・・」については、学部、研究科等の現状に置き換える。

基準4 教育課程・学習成果

【大学基準】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

（解説）

大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。

大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び大学院の専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、学術の動向や、グローバル化、情報活用の多様化その他の社会の変化・要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。

大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。

大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。

大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。

大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。